

# 岡崎市いじめ防止等のための基本方針

令和元年 6 月改訂

岡崎市

# 岡崎市いじめ防止等のための基本方針

## 目 次

1	基本理念	・・・ 1
2	いじめの定義について	・・・ 1
3	岡崎市の取組について	・・・ 1
	(1) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上	
	(2) インターネット上のいじめに対する対策の推進	
	(3) 調査研究の推進等	
	(4) 広報・啓発活動	
	(5) 出席停止制度の適切な運用等	
	(6) 学校相互間の連携協力体制の整備	
4	関係者の責務について	・・・ 3
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見・対応等	
	(3) いじめに対する措置	
5	関係機関等との連携等体制整備・組織について	・・・ 5
6	重大事態への対処について	・・・ 5
	(1) 教育委員会又は学校による対応	
	(2) 再調査の実施	
7	その他	・・・ 6
	(1) 学校評価における留意事項	
	(2) 基本方針の改正	
	いじめ問題への組織的な体制	・・・ 8

## 1 基本理念

- ① いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題である。そこで、いじめの防止等のための対策は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、岡崎市立小中学校（以下「学校」という。）の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行う。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 いじめの定義について

この基本方針において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、組織的に判断することが求められている。

## 3 岡崎市の取組について

- (1) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上  
教職員によるいじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図る。

(2) インターネット上のいじめに対する対策の推進

インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実する。

(3) 調査研究の推進等

- ① 現職研修委員会生徒指導部を組織し、いじめへの対応の在り方やいじめ防止等のための調査研究、検証を行い、その成果を普及する。
- ② 情報教育推進委員会を設置し、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方やいじめ防止等のための調査研究、検証を行い、その成果を普及する。

(4) 広報・啓発活動

「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行う。

- ① 「キッズ岡崎こころの電話相談」周知のため、シールを作成して小学校と中学校入学時点で配布する。
- ② 少年愛護センターでの相談活動を実施する。

(5) 出席停止制度の適切な運用等

- ① 教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- ② 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護

者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

#### 4 関係者の責務について

##### (1) いじめの未然防止

- ① 教育委員会は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから子供たちを守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援するものとする。
- ② 学校は、児童生徒が教職員や友人と信頼できる関係の中で、いじめのない学校づくりに努めるものとする。
- ③ 学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、子供たちの人間関係をつくる力やコミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めるものとする。
- ④ 保護者は、子供の教育において第一義的責任を有するものであり、子供がいじめを行うことのないよう、自他の命を大切に作る心や他を思いやる心、規範意識の醸成等に努めることが求められる。
- ⑤ 地域社会は、学校、家庭と連携し、社会全体で子供たちを見守り、育てていく役割を有するものであり、学校、家庭と協働して、子供たちの様々な体験活動や人と関わり合う活動を支援するものとする。

##### (2) いじめの早期発見・対応等

- ① 教育委員会は、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーを各学校に配置したり、スクールソーシャルワーカーを配置したりするなど、子供が悩みを相談しやすい環境の充実を図るものとする。
- ② 教育委員会は、相談窓口等を設置し、いじめに悩む子供や保護者の相談に対応するとともに、相談者の意向を踏まえ、問題解決に向けての対応を積極的に進めるものとする。
- ③ 学校は、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指すものとする。
- ④ 学校は、いじめの早期発見のために、定期的なアンケートや個人面談等により、児童生徒が相談しやすい環境を整えるものとする。
- ⑤ 保護者は、子供がいじめを受けた場合は、子供をいじめから守るための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行うものとする。

### (3) いじめに対する措置

- ① 教育委員会は、いじめに係る報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ② 学校の教職員、その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合、またはいじめの疑いがあると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる。
- ③ 学校は、②による通報を受けたとき、その他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けている疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において当該いじめに係る情報を共有し、迅速かつ組織的に対応して、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係の確認を行い、その結果を教育委員会に報告する。
- ④ 学校は、③による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援ならびにいじめを行った児童等に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ⑤ 学校は、④の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ⑥ 学校は、当該学校の教職員が④による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。
- ⑦ 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは岡崎警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに岡崎警察署に通報し、適切に、援助を求める。

## 5 関係機関等との連携等体制整備・組織について

岡崎市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会等との連携の強化及び関係機関等の支援その他必要な体制の整備に努める。

- ① 教育委員会は、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、児童相談所、法務局、教育相談センター、市家庭児童課、西三河教育事務所、教育委員会等の関係者を構成員とする「岡崎市いじめ問題対策連絡協議会」、「生徒指導主事会・生徒指導主任会」を活用する。
- ② 教育委員会は、「岡崎市いじめ問題対策連絡協議会」、「岡崎市いじめ問題対策委員会」、「生徒指導主事会・生徒指導主任会」での連携が、学校におけるいじめ防止等に活用されるよう、必要な措置を講じる。
- ③ 教育委員会は、児童生徒、保護者等の教育相談に応じるものとして、学校相談員、臨床心理士、教育アドバイザーを、教育委員会、岡崎市教育相談センター、教育研究所に配置し、電話相談室等を設置する。
- ④ 教育委員会は、岡崎警察署と連携し、重大事態に係る措置を実行的に行うようにする。
- ⑤ 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織として「いじめ・不登校対策委員会」を置く。

## 6 重大事態への対処について

### (1) 教育委員会又は学校による対応

- ① 教育委員会又は学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ② 教育委員会は、①の事態が発生した場合、学校からの報告を受け、重大事態が発生した旨を、市長及び愛知県教育委員会に報告する。
- ③ 教育委員会は、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ④ 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断する。
- ⑤ 学校が重大事態に係る調査を行う必要が生じた場合には、「いじめ・不登校対策委員会」により調査を行う。
- ⑥ 教育委員会が重大事態に係る調査を行う必要が生じた場合には、「岡崎市いじめ問題対策委員会」により調査を行う。
- ⑦ 教育委員会又は学校は、①による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑧ ①により学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、①による調査及び⑦による情報の提供について必要な指導及び支援を行うとともに、学校からの調査結果の報告を受け、市長に報告する。

## (2) 再調査の実施

- ① 市長は、調査報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識又は経験を有する「岡崎市いじめ問題再調査委員会」を設け、再調査を行う。
- ② 市長は、①による再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。
- ③ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## 7 その他

### (1) 学校評価における留意事項

学校は、学校評価の評価項目の中に、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等の実施状況について位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学

校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。

(2) 基本方針の改訂

平成30年4月に一部を改訂する。

令和元年6月に一部を改訂する。

# 岡崎市のいじめ問題への組織的な体制について

